厚生労働大臣の定める掲示事項

4. 医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 5 及び 6 に掲げる手術に係わる施設基準 (2023 年 1 月~2023 年 12 月までの実績)

(2020		
	区分1に分類される手術	件数
ア	頭蓋内腫瘤摘出術	0 件
イ	黄斑下手術等	5 件
ウ	鼓室形成手術等	0 件
エ	肺悪性腫瘍手術等	4 件
才	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0 件
	区分2に分類される手術	件数
ア	靱帯断裂形成手術等	6 件
1	水頭症手術等	11 件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0 件
エ	尿道形成手術等	0 件
オ	角膜移植術	0 件
カ	肝切除術等	21 件
+	子宮付属器悪性腫瘍手術等	0 件
	区分3に分類される手術	件数
ア	上顎骨形成手術等	0 件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	3 件
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	1 件
エ	母指化手術等	0 件
オ	内反足手術等	1 件
カ	食道切除再建術等	0 件
+	同種死体腎移植術等	0 件
	区分4に分類される手術	件数
ア	胸腔鏡・腹腔鏡を用いた手術	210 件
	その他の区分に分類される手術	件数
ア	人工関節置換術	53 件
1	乳児外科施設基準対象手術	6 件
ウ	ペースメーカ移植術及びペースメーカ交換術	0 件
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0 件
オ	経皮的冠動脈ステント留置術	0 件